

漁業法第73条第2項第2号に規定する「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の判断基準

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法(昭和24年法律第267号)第73条第2項第2号の規定による免許に関する同号に規定する地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に係る審査基準を定めるものとする。

(審査の対象)

第2条 次に掲げる場合は、この規程により審査するものとする。

- (1) 新たに設定された同一の個別漁業権について複数の免許の申請がある場合
- (2) 類似漁業権(漁業法第63条第1項第2号に規定する類似漁業権をいう。)である同一の個別漁業権について複数の免許の申請がある場合であって、当該漁業権の存続期間満了に際し現に有している者からの申請がないとき

(判断基準及び判断方法)

第3条 高知県水産振興部の部長、副部長及び各課長で組織する審査会において、次の表の左欄に掲げる審査項目について、同表の中欄の審査の視点及び右欄の配点を踏まえ、審査員が申請者ごとにそれぞれ審査を行い、各審査員の点数の合計が最も高くなった申請者を地域の水産業の発展に最も寄与する者として判断するものとする。

審査項目	審査の視点	配点
生産量の増大	・安定的な漁業生産が見込まれる計画となっているか。 ・その計画は客観的な根拠などを基に実現可能な計画となっているか。	10
漁業所得の向上	・安定した漁業経営が営むことができる計画となっているか。 ・その計画は客観的な根拠などを基に実現可能な計画となっているか。	10
就業機会の確保	・就業の確保及び安定した就業が図られる計画となっているか。	10
地域漁業者との調和的発展	・地元漁業関係者との調整は整っているか。	10
地元の水産物流通や加工に与える影響等	・申請する漁業を新たに営むことで、地元の仲買人、水産加工業者、飲食店その他の地域経済等に寄与するものとなっているか。	10

(審査書類等)

第4条 審査書類等は、次に定めるとおりとする。

(1) 審査書類

漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第25条第2項第3号に掲げる事業計画書の内容で審査するものとし、当該事業計画書には、前条の表の審査項目の内容をそれぞれ記載しなければならない。

(2) その他

審査に当たっては、事業計画のほか、必要に応じて、申請者及び関係者の意見を聴いた上で判断を行うものとする。

附 則

この規程は、令和5年5月31日から施行する。